

Title	M・ウェーバー著 相澤久鐸『政治書簡集』
Sub Title	Max Weber : Politische Briefe, translated by H. Aizawa
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.1 (1957. 1) ,p.86- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570115-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

M・ウェーバー著
相澤久譯

『政治書簡集』

一

「マックス・ウェーバーは政治家であり研究者であつたが、然もこれでもあり、あれでもあつたといふのではなく、實は世界を嘗つてなき廣さの中に彼の本質の深底から把握した全人であつて、その本質は不可分の一であり、本來的に、人間が人間としてあり得る所のものであつた。要するに彼は眞理の探究者であつて、哲學者として政治家であり、哲學者として研究者であつたのである。」とカール・ヤスパースはその論述「Max Weber, Deutsches Wesen im politischen Denken, im Forschen und Philosophieren, 1932 森昭譯」の「序論」に述べている。更にヤスパースは續けて『政治家』としてのマックス・ウェーバーを「彼は指導的な國政擔當者になつたことはなく、政治的著述家たるにとどまつた。然したとへ實踐こそはしなかつたが、彼はたえずその覺悟にあるものの如く生きた。彼の思索は全身的に政治的なる人間の現實であり、歴史を

決定する瞬間に奉仕する政治的行動意志であつた。」と明快に指摘している。

從來、わが國の社會科學界一般にわたつてマックス・ウェーバーの令名は頗る高いものがあつたが、それは主として社會學、經濟史學、社會科學方法論、宗教學等の分野においてであり、政治學者、或いは政治思想家としてのウェーバーではなかつたといつても過言ではなからう。然るに近年に至つて、その方法論と共に、政治學の領域においてもウェーバー研究は次第に高潮となつて來た。例えば、蠟山政道氏の解説を附加した *Gesammelte Politische Schriften* の原典翻刻版（みすず書房昭和二十九年五月刊行）が公刊されたこともその一つであるし、濱島朗氏譯による「權力と支配」の公刊（みすず書房昭和二十九年）、或いは又、阿閑吉男、脇圭平兩氏共譯による「官僚制」（創文社昭和二十九年一月）の出版、等この狀況を示唆している。更には又、青山秀夫氏の論說「マックス・ウェーバーに於ける國民主義と自由主義」（雜誌思想一九四七年第七・十・十一號所載）、脇圭平氏の論說「ドイツ國民國家（ウイルヘルム時代）における政治の問題性——マックス・ウェーバーの政治觀——」（法學論叢第五十九卷第四號所載）等は、立入つてウェーバーに政治學的考察を加えたものとして注目に値する。いずれにしても、政治學の對象として、ウェーバーに對するアプローチは、近時頗るその數を増加しつゝあるといえよう。

このような背景のもとに、このたびウェーバーの『政治書簡集・附戰爭責任論』が、相澤久氏によつて邦譯、刊行されたことはその積極的意義を有しているといえよう。而して、いわば近代合理主義

哲學の必要且つ十分なる繼承者としてのウェーバーが、その社會科學方法論を武器として、第一次世界大戰をめぐる諸問題に「生きながらえて經驗しがいのあるもの」(二〇頁)として對決し、國內、國外の諸現象を分析した《所説》は、今次世界大戰をリアルに經驗したわが國の知識階層に廣く普及され吟味されるに値するものとも思われる。

二

本書は「譯者あとがき」にも示されてゐるごとく、マリアンネ・ウェーバーの編纂した「Max Weber; Gesammelte Politische Schriften, 1921」に收められた二篇「Politische Briefe (1906-1919)」[Zum Thema der „Kriegsschuld“ (Januar 1919)]および「Die Untersuchung der Schuldfrage (März 1919)」の三編が譯出されたものである。

「政治書簡集」(五一―八八頁)においては、ウェーバーに社會的關心と社會主義觀念を植えつけ、彼が從來支持していた「國民自由黨」の立場から離脱する役目を間接的に演じたといわれるフリードリッヒ・ナウマン (Friedrich Naumann) に對する《書簡》が大部分を占めている。恰も、それは前世紀におけるK・マルクスと、F・エンゲルスの精神的結びつきの《再現》の感がある。「舞臺裏でこつそり行われる議會の世話こそ、ひとつの砂糖菓子なのです。十年このかた、有力政黨としての中央黨・保守黨・國民自由黨などが、みせかけだけの立憲主義的な(人的)統治の有力な組織とひとつになつてきたのは、實にこの砂糖菓子のせいだつたのです。そこで合

言葉はたんにつぎのような内容をもつだけで、さしつかえありません。すなわち外見的立憲主義政黨としての中央黨に反對、……そして議會による強力で公然たる行政監督に賛成。……國民自由黨内の反對派の(新自由主義的)分子を支持する！そして社會民主黨内の勞働組合的分子を支持する！それとともに、見せかけだけの立憲主義的な中央黨に反對し、帝室の内政上の權力慾に反對する！さらに冷靜な利害の打算に基く政策を行わないで大言壯語の威信政策を行う帝室の外交に反對する！(七一―八頁)と一九〇六年に明確にナウマン宛發信し、自己の公政治的態度を明らかにしている。

世界大戰中における彼の發言中、特に留意すべき問題は、ポーランド、ベルギーなどの無併合講和の提唱や、無制限な潜水艦作戦に對する反對の主張——例えば、一九一六年九月一八日附でF・ナウマンに送つた書簡で、「もし潜水艦の使用による攪亂戰術をふたたび始めることになれば、きつとつきのような疑問がおこつてくるでしょう。すなわちそれは、國の最高指導者はどんな敵國にも類例がないような、この卑劣な行爲——つまり軍事的處置についての煽動——をこれ以上ゆるすほど正氣を失つてしまつたのか、または意氣沮喪してしまつたのかという疑問です。」(三二頁)と述べ、更に「潜水艦によるところの煽動政治に對しては、だんじて棍棒でなくりつけて干渉しなければならぬ。」(三六頁)と語氣を強めて述べている。——および、アメリカ參戰問題に對する主張等であり、特に興味を惹くのは、有名なF・テンニース教授宛一九一四年一〇月一日附で發信した書簡である。すなわち、そこで彼は「ところで講和の問題はどう考えたらよいでしょうか。その時期はいつにしたらよ

いでしようか。何十萬という人間が、わが國の外交の恐るべき無能のために血を流しているのです。——残念ながらこのことは否定できません。ですから決定的に戦争に勝つたばあいでも、私たちのためになる真に永續性のある講和が結ばれることを、私は期待しております。」(二〇頁)と發言しているが、大戦勃發後日を経ずして、講和締結の《時期》に心勞するウェーバーは、E・トレルチの「彼はもつとも深い意味において政治家、天成の支配者、自己の祖國が誤つた道にあるのを見て、全情熱を傾むけて指導を擔當しようと思望したが、現状ではそうした指導を實際に保つなどとは考えることができなかった所の熱烈な愛國者であつた。」(Ernst Troeltsch: Deutscher Geist und Westeuropa, 1925, S. 250) という指摘は、正に當を得ているといふべきである。

次の「戦争責任の根本思想について」という論説においては、當時のドイツに課せられた巨額の賠償支拂要求は不當であるとして、その不合理な賠償問題のよつてくる所以を、《戦争責任》の觀點から論證している。

而して、その《戦争責任》も、ドイツ的感情からのみでなく、廣く國際政治論的觀點から分析している。すなわち、「さて今次の大戦では、あるひとつの權力しかも唯一の強權が存在して、人々を戦争にかりたてたのである。つまりその強權は、戦争そのものための戦争を、無條件にそして是が非でも希望したのである。いな、その政治的的目的のために希望せざるをえなかつたのである。その強權とはロシアである。すなわちそれは制度としてのロシア帝政である。そしてロシア帝政に附屬するところの、いな、むしろ個人的に

は無關心なロシア帝政にたいして開戦を迫るところの、誰でも知っている社會層である。あるロシアの立憲民主黨員は開戦の直前にたいしていつた。戦争は『自然現象のように』おこると。そしてこの確信——むしろこの決意といつた方がよいかもしれぬ——が、とんでもない方向に伸びていつたのである。」(一〇七頁)と主張している。

以上、簡単に邦譯書を通してウェーバーの《政治的態度》、その態度にむかわしめた彼の《政治的思惟》の片鱗を覗つてみた。

先にも述べたように、ウェーバーの政治學的研究のために、本書の公刊は意義を有するのみでなく、同じく敗戦を體驗し、未だその將來の政治的方向を暗中摸索しつつあるわが國の知識階層に或る種の示唆を與えるものと思われる。(一九五六年一〇月未來社 一五〇圓) (幸田眞劔)

Thomas P. Jenkin

The Study of Political Theory

Doubleday & Company, 1955—x, pp. 99.

トーマス・P・ジェンキン著

『政治理論の研究』

—

通常、われわれは political theory という言葉によつて「政治